

令和2年度

定期監査及び行政監査結果報告書

監査委員事務局

1 基準に準拠している旨

監査委員は、愛西市監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査対象

議会事務局	議事課
監査委員事務局	
会計室	
企画政策部	危機管理課
市民協働部	立田支所、八開支所、佐織支所、市民協働課、市民課、環境課
健康子ども部	健康推進課、子育て支援課、佐屋北保育園、佐屋中央保育園、佐織保育園、佐屋児童館、あいさいわかば
保険福祉部	高齢福祉課、社会福祉課、保険年金課、国民健康保険八開診療所
上下水道部	上水道課、下水道課
教育委員会	佐屋小学校、佐屋西小学校、市江小学校、永和小学校、八輪小学校、開治小学校

4 監査の着眼点

監査対象事務が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的に行われ、組織及び運営の合理化に務めていることを主眼に置き、次の監査項目について監査を実施した。

- ・ 予算の執行に関する事務は適切か。
- ・ 収入に関する事務は適切か。
- ・ 支出に関する事務は適切か。
- ・ 契約に関する事務は適切か。
- ・ 財産管理に関する事務は適切か。
- ・ 行政運営の各事務は適切か。

5 監査の実施内容

(1)実施期間

令和2年10月1日から令和3年1月21日まで

(2)実施方法

愛西市監査基準に基づき、財務に関する事務等について、書類等突合などを試査により実施するため対象部課等から関係諸帳簿等の資料の提出を求め、説明を聴取した。

(3)対象とした範囲

小中学校・・・平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

その他・・・令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

6 監査の結果

前記5の(2)のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務及び事務の執行管理についてはおおむね適正に処理されていたが、一部で見受けられた注意改善すべき事項については、以下の各監査対象についての結果を記述する中で述べる。

また、口頭で注意を促した軽微な事項については記載を省略する。

なお、注意改善すべき事項の区分は下記のとおりとする。

◇指摘事項・・・法令等に違反すると認められるもの及び是正を求めるもの

◇留意事項・・・指摘事項に該当するが、その程度が軽微なもの

◇検討事項・・・法令等に違反していないが、検討する必要があると認められるもの

※記述中の職員の状況及び事務分掌については、監査対象期間末日現在のものである。

◎ 議会事務局 議事課

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
議事課	1	0	1	1	0	1	0	4

・事務分掌

- 議員の身分及び報酬等に関すること
- 儀式及び交際に関すること
- 議長会等に関すること
- 職員の人事等に関すること
- 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること
- 公印の保管に関すること
- 議場及び議会関係各室の管理に関すること
- 議会図書室に関すること
- 議会に関する条例、規則等の制定改廃に関すること
- 議会費の予算及び会計経理に関すること
- 物品の購入、整理及び保管に関すること
- 議決及び決定事項の通知並びに報告に関すること
- 本会議、委員会及び協議会に関すること
- 議員提出議案及び意見書に関すること
- 請願及び陳情に関すること
- 会議録その他会議の記録の調整及び保存に関すること
- 議員の出欠席に関すること
- 公聴会に関すること
- 傍聴人に関すること
- 議会の調査に関すること
- 議会報に関すること
- その他議会に関すること

・結果

- 監査実施日： 令和2年10月15日
- 対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで
- 概ね適正に処理されていると認められました。

◎ 監査委員事務局

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
監査委員事務局	1	0	1	0	1	0	0	3

・事務分掌

- 監査委員に関すること

文書の審査、收受、発送、編集、保存及び廃棄に関すること
 職員の任免及び人事に関すること
 監査、出納検査及び決算審査の実施並びに報告、公表に関すること
 公印の保管に関すること
 その他監査事務に関すること
 公平委員会に関すること

・結果

監査実施日： 令和2年10月28日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

○ 概ね適正に処理されていると認められました。

◎ 会計室

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
会計室	1	0	1	1	1	1	2	7

・事務分掌

支出負担行為の確認に関すること
 収入及び支出命令の審査に関すること
 現金の出納及び保管に関すること
 小切手の振出し及び有価証券の出納並びに保管に関すること
 現金及び財産の記録及び管理に関すること
 決算に関すること
 委託された各種団体の会計に関すること
 指定金融機関等に関すること
 収入及び支払の証拠書類の整理及び管理に関すること
 県証紙の売捌きに関すること
 その他、会計管理者の権限に属すること

・結果

監査実施日： 令和2年10月15日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

○ 概ね適正に処理されていると認められました。

◎ 企画政策部 危機管理課

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
危機管理課	1	0	1	2	0	3	30	37

・事務分掌

- 防災に係る企画調整及び推進に関すること
- 防災会議及び地域防災計画に関すること
- 防災施設及び防災備蓄資材の整備に関すること
- 自主防災組織の育成及び防災意識の啓発に関すること
- 水防事務組合に関すること
- 防災ステーションの維持管理に関すること
- 防災行政無線の整備、維持管理及び運用に関すること
- 災害対策本部及び地震災害警戒本部に関すること
- 国民保護協議会及び国民保護計画に関すること
- 国民保護対策本部等に関すること
- 防犯に係る企画調整及び推進に関すること
- 防犯灯整備等に関すること
- 自主防犯団体、交通安全推進団体等の育成及び支援活動に関すること
- 防犯関係機関、交通安全機関等との連絡調整に関すること
- 駐輪場の管理に関すること
- 交通安全指導員及び地域安全相談員に関すること
- 不当要求等防止に関すること

・結果

監査実施日： 令和2年10月7日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

○ 概ね適正に処理されていると認められました。

◎ 市民協働部 市民課

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
市民課	1	0	2	3	2	4	4	16

・事務分掌

- 住民基本台帳に関すること
- 印鑑の登録及び証明に関すること
- 埋火葬許可に関すること
- 身分証明その他の証明に関すること
- 人口動態調査に関すること
- 自動車臨時運行許可に関すること
- 電子証明書の発行に関すること
- 外国人住民の届出に関すること
- 戸籍事務に関すること
- 犯罪人名簿に関すること
- 個人番号カードに関すること

一般旅券の発給申請の受理及び交付に関すること

・結果

監査実施日： 令和2年10月7日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

○ 概ね適正に処理されていると認められました。

◎ 市民協働部 環境課

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
環境課	1	0	2	2	1	1	1	8

・事務分掌

一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関すること

一般廃棄物の収集運搬業、処分業及び浄化槽清掃業の許可に関すること

海部地区環境事務組合に関すること

環境政策の企画及び調整に関すること

公害防止対策及び公害苦情に対すること

生活環境の保全に関すること

地盤沈下に関すること

墓地及び火葬に関すること

犬の登録及び狂犬病の予防に関すること

鼠族及び昆虫駆除に関すること

動物保護及び愛護に関すること

専用水道、簡易専用水道等に関すること

海部南部水道企業団に関すること

・結果

監査実施日： 令和2年10月7日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

◇留意事項

支払遅延法に抵触するもの

犬猫等死体処理委託料6月分について、請求日から30日以上経過して支払処理されていた。政府契約の支払遅延防止等に関する法律によると、対価の支払い約定は、通常適法な請求書を受領した日から30日以内とされている。遅延は1日であるものの、今後は適正な事務処理に努められたい。

◇留意事項

予算執行書の作成がされていなかったもの

10万円を超える補助金の支出において、愛西市版支出フローでは予算執行書の作成を求めているが、住宅用地球温暖化対策設備導入促進事業補助金については作成されていなかった。今後は適正な事務処理に努められたい。

◎ 市民協働部 市民協働課

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
市民協働課	1	0	1	1	1	3	0	7

・事務分掌

- 市民参加及び市民協働事業の推進及び啓発に関すること
- コミュニティに関すること
- 地区行事に関すること
- NPO団体に関すること
- ふるさと創生に関すること
- 男女共同参画に関すること
- 市総代、自治会及び地縁団体に関すること

・結果

監査実施日： 令和2年10月7日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

◇留意事項

支払い方法に誤りがあったもの

愛西市コミュニティ活動費補助金交付要綱によると、補助金の交付については、「補助事業者が確定通知を受けた後、コミュニティ活動費補助金請求書の提出により交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、その一部を概算払により交付することができる。」と規定されている。今回の請求は、概算払い請求であるが調書が概算払となっていなかったため、今後は適正な事務処理に努められたい。

◎ 市民協働部 支所

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
立田支所	支所長兼務	0	1	2	1	0	2	6
八開支所	支所長兼務	0	2	0	2	0	2	6
佐織支所	1	0	2	4	3	0	2	12

・事務分掌

- 戸籍に関すること
- 住民基本台帳に関すること
- 印鑑の登録及び証明に関すること
- 外国人住民に関すること
- 埋火葬許可証に関すること
- 個人番号カードに関すること

市税等の収納に関すること
 市税に関すること
 国民健康保険に関すること
 国民年金に関すること
 医療保険に関すること
 高齢者福祉に関すること
 介護保険に関すること
 障害者福祉に関すること
 社会福祉に関すること
 児童福祉に関すること
 ゴミの収集及び届出の受付に関すること
 コミュニティ団体に関すること
 広報に関すること
 地区行事に関すること

・結果

【立田支所】

監査実施日： 令和2年10月1日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

○ 概ね適正に処理されていると認められました。

【八開支所】

監査実施日： 令和2年10月1日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

○ 概ね適正に処理されていると認められました。

【佐織支所】

監査実施日： 令和2年10月1日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

○ 概ね適正に処理されていると認められました。

◎ 健康子ども部 子育て支援課

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
子育て支援課	1	0	2	4	1	4	11	23
佐屋北保育園	1(園長)	0	1	1	1	9	15	28
佐屋中央保育園	1(園長)	0	1	1	3	8	22	36
佐織保育園	1(園長)	0	0	1	2	9	18	31
佐屋児童館	0	0	1(館長含)	0	1	0	12	14
あいさいわかば	0	0	1(館長含)	1	1	1	11	15

・事務分掌

子ども子育て支援事業に関すること
児童館及び子育て支援センターに関すること
児童福祉に関すること
児童虐待等に関すること
児童手当に関すること
児童クラブに関すること
子ども会の組織運営に関すること
保育園に関すること
認定こども園に関すること
幼稚園就園奨励に関すること
母子・父子・寡婦福祉に関すること
助産施設及び母子生活支援施設に関すること
母子父子寡婦福祉資金の連絡調整に関すること

・結果

【子育て支援課】

監査実施日： 令和2年10月8日
対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで
○ 概ね適正に処理されていると認められました。

【佐屋北保育園】

監査実施日： 令和2年11月4日
対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで
○ 概ね適正に処理されていると認められました。

【佐屋中央保育園】

監査実施日： 令和2年10月22日
対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

◇検討事項

支払遅延法に抵触するもの

津島保健所管内栄養士会年会費について、請求日から30日以上経過して支払処理されていた。この会費は負担金のため、政府契約の支払遅延防止等に関する法律には抵触しておらず、債権者に遅延の了承を得ていたためトラブルは回避できているが、愛西市の運用ルールでは30日以内に支払うこととされているため、根本的に解決できる方法を検討されたい。

【佐織保育園】

監査実施日： 令和2年10月22日
対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで
○ 概ね適正に処理されていると認められました。

【佐屋児童館】

監査実施日： 令和2年11月4日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

○ 概ね適正に処理されていると認められました。

【あいさいわかば】

監査実施日： 令和2年10月8日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

○ 概ね適正に処理されていると認められました。

◎ 健康子ども部 健康推進課

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
健康推進課	1	0	2	5	2	7	7	24

・事務分掌

健康増進計画に関すること

予防接種に関すること

感染症の予防及び防疫に関すること

保健衛生思想の普及に関すること

医療機関、保健施設等の連絡調整に関すること

保健統計に関すること

海部地区急病診療所組合に関すること

救急医療に関すること

献血に関すること

施設の管理及び運営に関すること

保健衛生団体に関すること

母子保健に係る指導、相談及び教育に関すること

母子の健康診査に関すること

未熟児養育医療に関すること

成人保健に係る指導、相談及び教育に関すること

成人の健康診査に関すること

・結果

監査実施日： 令和2年10月8日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

○ 概ね適正に処理されていると認められました。

◎ 保険福祉部 高齢福祉課

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
高齢福祉課	1	0	4	3	7	4	10	29

・事務分掌

- 介護保険被保険者の資格取得・喪失及び認定に関すること
- 介護保険料の賦課徴収に関すること
- 介護保険の給付に関すること
- 介護認定審査会に関すること
- 高齢者福祉に関すること
- 老人福祉施設等に関すること
- 老人福祉団体に関すること
- 民生委員及び児童委員に関すること
- 地域包括支援センターに関すること
- 介護予防等に関すること

・結果

監査実施日： 令和2年10月14日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

◇留意事項

支払い方法に誤りがあったもの

老人福祉施設保護措置費について、前金払で支出しているが、地方自治法施行令第163条に定められている前金払できる範囲及び愛西市予算決算会計規則第75条に該当していないため、今後は適正な事務処理に努められたい。

愛西市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱では、「補助金は事業完了後交付する。ただし、市長が必要と認めるときはその一部を概算交付することができる。」と規定されている。また、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、概算払請求書により請求することとなっているが、当補助金の支出調書において概算払請求書での請求でありながら、支出方法が前金払となっていた。尚、本来前金払の金額は契約または法令によって確定されたものであり、精算を必要としなく、一方概算払は、債権者は確定しているが債務金額が未確定な場合において、その履行期前に一定の金額を債権者に交付し、債権額が確定したときに精算する制度である。したがって要綱上、概算払請求書での請求であれば概算払とするべきである。今後は適正な事務処理に努められたい。

愛西市社会福祉関係外郭団体運営費補助金要綱第11条では、「補助金は、事業完了後に交付する。ただし、市長が必要と認めるときはその全部又は一部を概算交付することができる。」と規定されているが、老人クラブ補助金について、前金払で支出をしているため、今後は、要綱に即した事務処理に努められたい。

◎ 保険福祉部 社会福祉課

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
社会福祉課	1	0	4	2	3	7	4	21

・事務分掌

- 社会福祉事業団体に関すること
- 災害弔慰金等に関すること
- 旧軍人及びその遺族等の援護に関すること
- 戦傷病者、戦没者等の援護に関すること
- 日本赤十字社に関すること
- 保護司に関すること
- 人権擁護委員に関すること
- 社会福祉法人の認可事務及び監査事務に関すること
- 災害時要援護者対策に関すること
- DVに関すること
- 身体障害者に関すること
- 知的障害者に関すること
- 精神障害者に関すること
- 難病障害者に関すること
- 生活保護に関すること
- 行旅病人及び行旅死亡人に関すること
- 生活困窮者支援に関すること
- 社会福祉相談に関すること
- 障害者虐待に関すること

・結果

監査実施日： 令和2年10月14日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

◇指摘事項

会計年度の原則に反するもの

パソコン保守延長委託料について、前金払で支出されている。前金払ができる経費の範囲として、地方自治法施行令第163条で委託費も含まれているが、契約書上には前金払の記載がない。また、年度を跨ぐ長期継続契約であり、翌年度分を含め支出することは会計年度の原則に反する。今後は適正な財務処理に努められたい。

サーバー・無停電電源装置(UPS)保守延長委託料について、前金払で支出されている。前金払ができる経費の範囲として、地方自治法施行令第163条で委託費も含まれているが、契約書上には前金払の記載がない。また、年度を跨ぐ長期継続契約であり、翌年度分を含め支出することは会計年度の原則に反する。今後は適正な財務処理に努められたい。

◇検討事項

支払い遅延法に抵触するもの

放課後等デイサービス支援事業費(令和2年3月サービス提供分)において、請求日から40日以上経過して支払われたものがいくつも見受けられた。政府契約の支払遅延防止等に関する法律によると、対価の支払い約定は、通常適法な請求書を受領した日から30日以内とされている。債権者に遅延の了承を得ていたためトラブルは回避できているが、根本的に解決できる方法を検討されたい。

◎ 保険福祉部 保険年金課

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
保険年金課	1	0	3	5	0	7	3	19

・事務分掌

国民健康保険被保険者の資格取得・喪失に関すること

国民健康保険税の賦課徴収に関すること

国民健康保険の給付に関すること

保健活動に関すること

国民健康保険運営協議会に関すること

後期高齢者医療の資格取得・喪失に関すること

後期高齢者医療保険料の徴収に関すること

後期高齢者医療の給付に関すること

福祉医療の資格取得・喪失に関すること

福祉医療の給付に関すること

国民年金に関すること

・結果

監査実施日： 令和2年10月14日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

○ 概ね適正に処理されていると認められました。

◎ 保険福祉部 国民健康保険八開診療所

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
国民健康保険八開診療所	0	0	1(事務局長含)	1	0	0	8	11

・事務分掌

(診療所長)

診療に関すること

医薬品、医療器具等の管理及び保管に関すること

医薬品、医療器具等の購入に関すること

診療報酬等の請求及び受領に関すること

人事及び雇用に関すること
 職員の服務に関すること
 職員の福利厚生及び衛生管理に関すること
 (事務局長)
 条例、規則及び規程に関すること
 予算に関すること
 渉外事務に関すること
 職員の勤務の記録に関すること
 運営協議会に関すること
 施設及び備品の管理に関すること
 職員の職務の連絡及び調整に関すること
 (薬剤師)
 調剤及び製剤に関すること
 薬剤管理指導に関すること
 医薬品の情報管理に関すること
 麻薬の管理に関すること
 薬事統計及び報告に関すること
 その他薬剤業務に関すること
 (看護師長)
 診療の介助並びに検査及び記録に関すること
 医療器具等の受払に関すること
 医療器具の管理及び取扱いに関すること
 看護師の職務の連絡調整に関すること
 (事務職員)
 診療報酬の請求及び受領に関すること
 診療の受付に関すること
 出納に関すること
 月報及び運営状況に関すること
 文書の收受及び作成に関すること

・結果

監査実施日： 令和2年10月15日

対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

○ 概ね適正に処理されていると認められました。

◎ 上下水道部 上水道課

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
上水道課	1	0	2	2	1	2	2	10

・事務分掌

- 上水道事業の受付に関すること
- 会計に関すること
- 料金に関すること
- 滞納整理に関すること
- 上水道事業の企画調整に関すること
- 上水道事業の設計、施工及び監督に関すること
- 上水道施設の維持管理に関すること

・結果

- 監査実施日： 令和2年10月28日
- 対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで
- 概ね適正に処理されていると認められました。

◎ 上下水道部 下水道課

・職員の状況

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	主事	再任用等	合計
下水道課	1	0	3	3	2	4	1	14

・事務分掌

- 公共下水道事業の企画調整に関すること
- 公共下水道事業の設計、施工及び監督に関すること
- 公共下水道施設の維持管理に関すること
- 公共下水道事業受益者負担金に関すること
- 公共下水道事業の受付に関すること
- 公共下水道使用料に関すること
- 合併浄化槽設置整備事業の補助に関すること
- 農業集落排水事業等の企画調整に関すること
- 農業集落排水施設等の維持管理に関すること
- 農業集落排水事業の受付に関すること
- 農業集落排水施設の使用料に関すること
- 排水設備工事の完了検査に関すること
- 会計に関すること
- 滞納整理に関すること

・結果

- 監査実施日： 令和2年10月28日
- 対象期間： 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで
- 概ね適正に処理されていると認められました。

◎ 教育委員会 小学校

・生徒数(平成31年度学校経営案に準ずる)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
佐屋小学校	74	82	102	100	95	101	19	573
佐屋西小学校	26	43	30	37	37	22	10	205
市江小学校	37	41	29	36	40	33	6	222
永和小学校	43	63	64	59	76	70	15	390
八輪小学校	16	17	10	20	19	19	4	105
開治小学校	17	11	11	20	10	16	2	87

・結果

対象期間 : 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

学校名及び実施日 : 佐屋小学校 令和3年1月13日
 佐屋西小学校 令和3年1月13日
 市江小学校 令和3年1月14日
 永和小学校 令和3年1月14日
 八輪小学校 令和3年1月21日
 開治小学校 令和3年1月21日

○ 概ね適正に処理されていると認められました。